○厚生労働省令第六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「四万七千九百六円三十五銭」を「四万五千七百六円三十一銭」に、「〇・三九六〇」を「〇・三八九〇」に、「六円八七銭」を「六円八三銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九五八三七」を「〇・〇八九五四二」に、「〇・〇〇〇〇七三一」を「〇・〇〇〇〇七〇二」に、「〇・〇〇八六四四」を「〇・〇〇八二一七」に改め、同項第二号イ中「一万四百六十七円四十四銭」を「一万千六百六十五円四十九銭」に改め、同号ロ中「〇・〇二三二一一九八三二八二」を「〇・〇二四五一一二一三五〇一」に改め、同項第三号イ中「一万三千八百十二円二十三銭」を「一万四千六百十二円三銭」に改め、同号ロ中「〇・〇二〇九四〇七三五六五四」を「〇・〇二〇九九〇六六六五〇」に改め、同条第三項中「一万四百六十七円四十四銭」を「一万千六百六十五円四十九銭」に、「〇・〇二三二一一九八三二八二」を「〇・〇二四五一一二一三五〇一」に、「十四万円」を「十六万円」に、「140,000円」を「160,000円」に、「10,467円44銭」を「11,665円49銭」に、「0.022111983282」を「0.024511213501」に改め、同条第四項中「一万三千八百十二円二十三銭」を「一万四千六百十二円三銭」に、「〇・〇二〇九九〇六六六五〇」を「〇・〇二〇九四〇七三五六五四」に、「十二万円」を「十四万円」に、「120,000円」を「140,000円」に、「13,812円23銭」を「14,612円３銭」に、「0.020990966650」を「0.020940735654」に改める。

附則第四条の二の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、「該当する者」の下に「であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したもの」を加える。

附則第六条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「四万七千九百六円三十五銭」を「四万五千七百六円三十一銭」に、「四万八千二百九十七円二十六銭」を「四万六千四百二円十二銭」に、「0.3960」を「0.3890」に、「0.3973」を「0.3927」に、「671円87銭」を「641円83銭」に、「907円71銭」を「909円」に、「〇・〇九五八三七」を「〇・〇八九五四二」に、「〇・〇九六三一〇」を「〇・〇八九九二六」に、「0.000000731」を「0.000000702」に、「0.000000746」を「0.000000714」に、「0.008644」を「0.008217」に、「0.007328」を「0.007211」に、「一万四百六十七円四十四銭」を「一万千六百六十五円四十九銭」に、「一万一千五百二十一円九十二銭」を「一万千七百五円九十九銭」に、「〇・〇二三二一一九八三二八二」を「〇・〇二四五一一二一三五〇一」に、「〇・〇二五三六四九〇八五」を「〇・〇二四二八三五六〇一〇」に、「10,467円44銭」を「11,665円49銭」に、「11,521円92銭」を「11,705円99銭」に、「0.023211983282」を「0.024511213501」に、「0.025364649085」を「0.024283556010」に、「一万三千八百十二円二十三銭」を「一万四千六百十二円三銭」に、「一万三千六百二十一円八十一銭」を「一万四千十三円八十八銭」に、「〇・〇二〇九九〇九六六五〇」を「〇・〇二一〇七八三三〇五四七」に、「13,812円23銭」を「14,612円３銭」に、「13,621円81銭」を「14,013円88銭」に、「0.020990966650」を「0.020940735654」に、「0.021078330547」を「0.019120400547」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第六条関係）

施設の区分	１施設当たり額（基本額と加算額との合算額）	
	基本額	加算額（年間入院件数が１件以上ある場合）
年間診療実日数130日未満の施設	87,410円×年間診療実日数	25,417円×年間入院日数
年間診療実日数130日以上260日未満の施設	11,275,890円＋94,226円×（年間診療実日数－129日）	
年間診療実日数260日以上の施設	23,525,270円＋306,850円×（年間診療実日数－259日）	